

## 「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画(変更)原案」に対する御意見と県の考え方

### 1 意見募集期間

令和7年10月10日(月)から令和7年11月10日(月)まで

### 2 意見提出者数及び意見件数

(内 訳)

区 分	人 数	意見件数
郵送	0名	0件
F A X	2名	16件
電子メール	1名	1件
その他	0名	0件
合 計	3名	17件

### 3 意見の反映状況

区 分	意見件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	4件
B すでに案で対応済みのもの	2件
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	6件
D 意見を反映できなかったもの	1件
E その他	4件
合 計	17件

No.	原案 章節 (頁)	意見の概要	埼玉県の考え方	反映 状況
1	3.1 河川工事の 目的、種類 (P33～39)  附図 (P33～36)	<p>河川整備計画(原案)では、江川左岸の0.9km～1.3kmの400mを築堤等の工事を行うことが示されている。この場所は、領家工業団地に接する川岸部分と思われ、工業団地の企業や従業員の生命と安全を守るための治水対策を講じていただくことに関して、感謝申し上げる。</p> <p>一方で、「多自然川づくり」や「ネイチャーポジティブ」に基づく環境と治水の調和を図ることが強調されているだけに、治水対策の具体的な内容として、築堤や護岸工事によって、トラスト地周辺の自然環境に悪影響が及ぶことがないか大変懸念している。</p> <p>工業団地に対する治水対策としては、この区間の川幅を広げるなどの自然環境に与える影響を科学的に調査し、最も望ましい治水と環境の両立案を具体的に検討する必要があることから、一日も早く治水と環境の両立策の具体案を提示していただきたい。</p>	<p>領家工業団地における治水対策につきましては、関係者のご意見を踏まえ、具体的な対策を検討してまいります。</p> <p>現河道を整備する必要がある場合は、周辺の湿地環境への影響を考慮し、必要最小限の範囲の整備とするよう検討を進めてまいります。</p>	C
2	3.1 河川工事の 目的、種類 (P33～39)  附図 (P33～36)	<p>河川整備計画(原案)は、江川流域づくり支援会議で検討されてきた内容に概ね基づいていると思われ、下流域1.3km間は、「現況地盤活用案」が活かされて、当初予定されていた大々的な掘削とコンクリート護岸による人工直線河川の工事が避けられたことは良かったが、江川流域づくり支援会議で何の議論もされていない排水機場の新規建設がいきなり記されたことには、大きな疑問がある。</p> <p>水に浸かることで生息・生育・繁殖が可能となる湿地の希少動植物にとって、排水を良くすることを目的とした人工的な施設が建設されることで、影響が少ないはずがない。</p> <p>こうした施設が治水上どうしても必要なのであれば、江川下流域の湿地</p>	<p>今回の河川整備計画(原案)は、学識経験者や地域代表者などで構成する江川流域づくり支援会議からの提言を踏まえ、下流部の湿地環境にできる限り影響を与えないよう、最大限考慮し、荒川合流点から1.3キロメートルまでは河道拡幅や河床掘削を行わない現況の地盤を活用する計画としています。</p> <p>排水機場の設置による環境への影響については、冠水の頻度、水深、時間、流速の観点からシミュレーションを行い、湿性植物の生育に重要な湿地環境に及ぼす影響は小さく、限定的であると評価しております。</p>	C

No.	原案 章節（頁）	意見の概要	埼玉県の考え方	反映 状況
		<p>環境を長年にわたり守ってきた環境保護団体と、環境への影響を回避・低減・代償するための対策に向けた合意形成を十分に図るべきことが重要と考える。</p>	<p>なお、河川整備計画の変更にあたっては、治水や環境等の分野の学識経験者で構成する埼玉県河川整備計画策定専門会議や関係市町村長からの意見聴取のほか、関係住民の皆様から広く御意見を伺うため、県民コメント制度により意見募集を行い手続きを進めております。</p>	
3	<p>3.1 河川工事の 目的、種類 (P33～39)</p> <p>附図 (P33～36)</p>	<p>現行の河川整備計画に基づいて江川沿いで土地取得されてきた公有地(河川用地)では、この10～20年で法的に防除が求められる「特定外来生物」を含むオオブタクサ、セイタカアワダチソウ、アレチウリ等の侵略的外来植物の繁茂が急激に拡大し、その管理対策の実施が喫緊の課題となっているため、多自然川づくりの観点から一日も早く外来植物防除対策に取り組む、河岸部を在来植物の生育・繁殖の場として自然再生を進めていく必要がある。</p> <p>今回の河川整備計画の変更後は、「河川用地」内の外来種および希少動植物の管理・再生対策に早急に着手すべきである。</p> <p>今後の対応について、継続的にどのように取り組んでいくのか、県としての考え方を明らかにしていただきたい。</p>	<p>河川整備計画変更後の維持管理につきましては、関係者の御意見を踏まえ、検討してまいります。</p>	C
4	<p>3.1 河川工事の 目的、種類 (P33～39)</p> <p>附図 (P33～36)</p>	<p>江川上流部で整備が進んでいる調節池(桶川西中前)について、これまでの掘削工事によって良好な水辺環境が創出され、県レッドリストにある保護が求められる希少動植物が多数確認されている。県は、これらの希少動植物の生息・生育・繁殖の保全や創出と両立する「ビオトープ調節池」として整備し、ネイチャーポジティブの実践事例に位置付けていただきたい。</p>	<p>原案33ページ「河川工事の目的、種類」に記載の通り、多自然川づくりに努め、良好な水と緑のネットワークを形成し、多種多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した川づくりを進めてまいります。</p> <p>江川調節池も、この方針を踏まえつつ、維持管理や底面利用も考慮して整備を行ってまいります。</p>	C

No.	原案 章節（頁）	意見の概要	埼玉県の考え方	反映 状況
5	3.1 河川工事の 目的、種類 (P33～39)  附図 (P33～36)	<p>「江川流域づくり支援会議・提言」（2010年1月25日）では、『湿地環境・河畔林の保全・再生』を最優先課題とすることと、検討にあたっては、学識経験者、地元住民及び環境保護団体等から構成される「第二期支援会議」を設立し、その意見を聴くべきであることが明記されている。</p> <p>また、「江川流域づくり支援会議(第二期)・提言」（2017年11月10日）では、改めて「下流部については、今後『湿地環境・河畔林の保全・再生』に向け、公園整備の構想、取得済みの公有地の活用等を含め検討していく必要がある。」とされている。外来種等による『湿地環境・河畔林』の環境悪化が進むことのないよう、最優先課題への速やかな対応を強く求める。</p>	<p>原案 36 ページに記載の通り、下流部の湿地環境や河畔林を残すなど江川流域づくり推進協議会での検討内容を十分に反映させるとともに、周辺の環境に十分配慮を行い、治水と環境が調和した川づくりを行ってまいります。</p>	C
6	3.1 河川工事の 目的、種類 (P33～39)  附図 (P33～36)	<p>排水機場の新設を行うことについて、「江川流域づくり支援会議・提言」（2010年1月25日）の現況地盤活用案は、(1)宮下樋管の改修、(2)河道は現地盤を活用し、低い所のみ築堤、(3)河畔林及び希少植物を避けて築堤、(4)工業団地の一部を嵩上げ、(5)氾濫域約 5.5ha の用地を買収、となっていた。排水機場の設置はなかったはずであり、江川流域づくり支援会議の提言に沿っていない。</p>	<p>今回の河川整備計画(原案)は、学識経験者や地域代表者などで構成する江川流域づくり支援会議からの提言を踏まえ、下流部の湿地環境にできる限り影響を与えないよう、最大限考慮し、荒川合流点から 1.3 キロメートルまでは河道拡幅や河床掘削を行わない現況の地盤を活用する計画としています。</p> <p>しかし、令和元年東日本台風の浸水被害を踏まえ、計画の雨を見直した結果、更なる治水対策が必要となったことから、治水と環境の両立に配慮し、様々な対策を比較・検討した結果、県としては排水機場の設置が最も優位な案と評価しております。</p>	D

No.	原案 章節（頁）	意見の概要	埼玉県の考え方	反映 状況
7	3.1 河川工事の 目的、種類 (P33～39)  附図 (P33～36)	工事の実施にあたっては、下流の湿地環境や河畔林を残すなど江川の湿地環境をどのようにどれだけ残すのか明確にすべきである。	附図 33 ページ「整備にあたっての配慮事項」に記載の通り、現在の自然環境を生かし、平水時の現況河道の特性を踏まえた整備を行ってまいります。	C
8	3.1 河川工事の 目的、種類 (P33～39)  附図 (P33～36)	「江川流域づくり推進協議会での検討内容を反映させるとともに、周辺の環境に十分配慮を行い、治水と環境が調和した川づくりを行う」とあるが、「江川流域づくり支援会議・提言」（2010年1月25日）では、「河川改修の設計、工事及び管理にあたって検討・配慮すべき事項」として、現状に整合した設計や多自然川づくりの理念に沿った設計とされたいとしているが、その点についての環境への影響は具体性も実現可能性も触れられていない。	御意見を踏まえ、原案 45 ページ「3.2.3 河川環境の保全 自然環境や景観の保全」を「河道の改修やその他の河川管理施設の整備および維持管理にあたっては、多自然川づくり基本指針に基づき、河川環境や景観を改善する貴重な機会と捉え、河川が有するグリーンインフラとしての機能を活かした河川環境の整備と保全に取組み、ネイチャーポジティブの動きを踏まえ、治水と環境が調和した川づくりを行う。」と修文いたします。	A
9	3.1 河川工事の 目的、種類 (P33～39)  附図 (P33～36)	当地では、県の希少動植物の保護に関する条例指定種であるサワトラノオの保全に取り組んでいる最中であり、湿地環境が同種に及ぼす影響は計り知れない。 排水機場の新設による水位の低下、植生への影響など評価もせず唐突な整備案は、ネイチャーポジティブとの整合が取れていない。	御意見を踏まえ、原案 45 ページ「3.2.3 河川環境の保全 自然環境や景観の保全」を「河道の改修やその他の河川管理施設の整備および維持管理にあたっては、多自然川づくり基本指針に基づき、河川環境や景観を改善する貴重な機会と捉え、河川が有するグリーンインフラとしての機能を活かした河川環境の整備と保全に取組み、ネイチャーポジティブの動きを踏まえ、治水と環境が調和した川づくりを行う。」と修文いたします。 排水機場の設置による環境への影響については、冠水	A

No.	原案 章節（頁）	意見の概要	埼玉県の考え方	反映 状況
			<p>の頻度、水深、時間、流速の観点からシミュレーションを行い、湿性植物の生育に重要な湿地環境に及ぼす影響は小さく限定的であると評価しております。</p> <p>なお、領家工業団地における治水対策につきましては、関係者の御意見を踏まえ、具体的な対策を検討してまいります。</p>	
10	<p>3.1 河川工事の 目的、種類 (P33～39)</p> <p>附図 (P33～36)</p>	<p>「河道は現況地盤を維持しつつ、0.9km から 1.3km 左岸に築堤等を行い、流下能力の向上を図る。」ことについて、「江川流域づくり支援会議・提言」（2010年1月25日）の現況地盤活用案においては、「築堤最上流部に設置する越流堤は、コンクリートで固めるような方法に限定せず、じゃ籠を積んだような構造等、多自然川づくりの理念に沿って検討する事」としているが、附図 35 ページ、施工箇所計画断面図(1.2km 付近)で特殊護岸となっており、提言に沿っていない。</p>	<p>御意見を踏まえ、附図 35 ページ「特殊護岸」を「築堤等」に修正いたします。</p> <p>なお、領家工業団地における治水対策につきましては、関係者の御意見を踏まえ、具体的な対策を検討してまいります。</p>	A
11	<p>附図 (P33～36)</p>	<p>4.4 キロ付近の計画断面について、現行の河川整備計画では、河川区域が約 50 メートルあり、これが 30 メートル弱に変更になっているが、すでに上流部は市道を付け替えてまで、大規模な河川改修が行われたばかりである。整備計画と河川改修工事との整合は。</p>	<p>4.4 キロメートル付近の計画断面について、現行の河川整備計画からの変更はありません。</p>	E
12	<p>附図 (P33～36)</p>	<p>河川整備計画(原案)では、中流から上流の断面図のみで、実現可能性やネイチャーポジティブの取り組みが見えず、妥当性を評価する資料がない。</p>	<p>御意見を踏まえ、原案 45 ページ「3.2.3 河川環境の保全 自然環境や景観の保全」を「河道の改修やその他の河川管理施設の整備および維持管理にあたっては、多自然川づくり基本指針に基づき、河川環境や景観を改善する貴重な機会と捉え、河川が有するグリーンインフラとしての機能を活かした河川環境の整備と保全に取組</p>	A

No.	原案 章節（頁）	意見の概要	埼玉県の考え方	反映 状況
			み、ネイチャーポジティブの動きを踏まえ、治水と環境が調和した川づくりを行う。」と修文いたします。	
13	その他	湿地再生池の涵養保水能力は流下能力に対してどのように算定しているのか明確でない。	河川整備計画を策定する上で、河川の流下能力の確保に、湿地再生地の涵養保水能力は算入しておりません。	E
14	その他	最下流の湿地に及ぼす影響について、検討もされず、湿地環境・河畔林の保全・再生など江川流域づくり推進協議会の提言を考慮していない。	<p>今回の河川整備計画(原案)は、学識経験者や地域代表者などで構成する江川流域づくり支援会議からの提言を踏まえ、下流部の湿地環境にできる限り影響を与えないよう、最大限考慮し、荒川合流点から1.3キロメートルまでは河道拡幅や河床掘削を行わない現況の地盤を活用する計画としています。</p> <p>なお、排水機場の設置による環境への影響については、冠水の頻度、水深、時間、流速の観点からシミュレーションを行い、湿性植物の生育に重要な湿地環境に及ぼす影響は小さく限定的であると評価しております。</p>	B
15	その他	河川整備計画策定専門会議について、1回の会議では、委員の意見が河川整備計画(原案)にどう反映されたか不明であり、意見を踏まえて変更した内容について確認や再検討をするなど、丁寧に策定すべきである。	<p>ご意見につきましては、今後の会議運営の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、埼玉県河川整備計画策定専門会議は、変更計画の検討段階で開催したものであり、この結果を踏まえた変更原案に対し、今回県民コメントで意見募集を行っております。</p>	E

No.	原案 章節（頁）	意見の概要	埼玉県の考え方	反映 状況
16	その他	河川整備計画(原案)は、科学的ではない内容になっているため、丁寧な見直し案の再検討を求める。	今回の河川整備計画(原案)は、治水や環境等の分野の学識経験者で構成する埼玉県河川整備計画策定専門会議で議論いただいた内容を踏まえ、作成しております。	B
17	その他	「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置」がとられていない。	県民の皆様から広く御意見を伺うため、県民コメント制度により、意見募集を行っております。	E